

第23回 木曾三川下流部船舶対策協議会

令和3年 8月 2日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

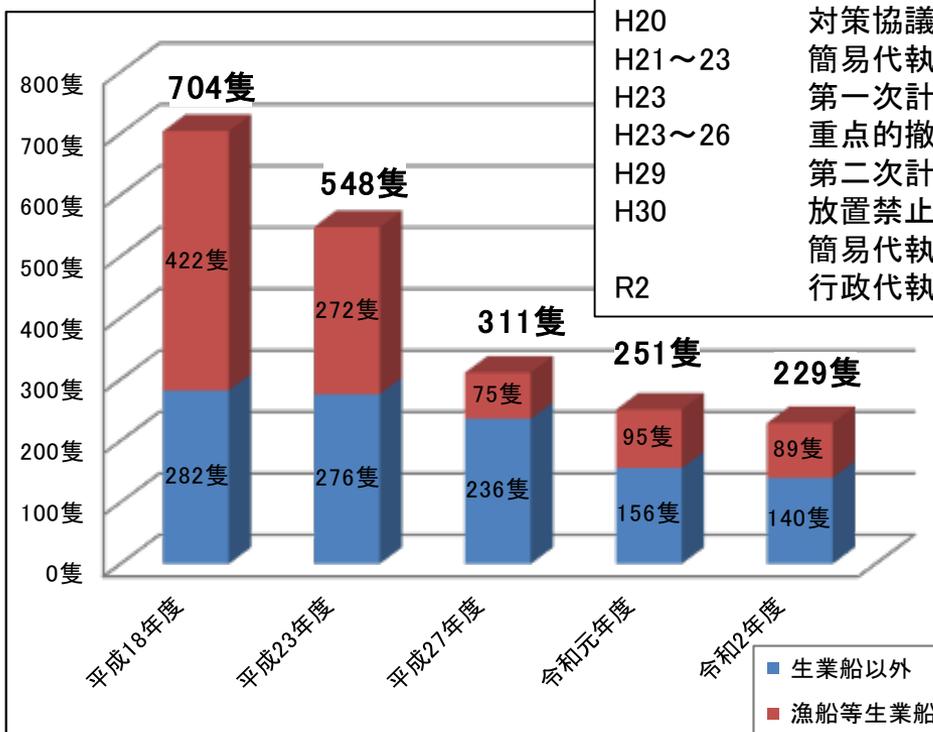
議事等

1. 不法係留船の状況
2. 重点的撤去区域における対策
(海津市海津町油島地先)
3. 重点的撤去区域における対策
(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)
4. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸
5. 変形護岸係留許可船舶の適正管理
6. 不法係留船対策スケジュール
7. その他

1. 不法係留船の状況

不法係留船の推移

	平成18年度	平成23年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度
無許可船舶	704	548	311	251	229
漁船等生業船	422	272	75	95	89
生業船以外	282	276	236	156	140



H20 対策協議会発足
 H21～23 簡易代執行(4箇所)
 H23 第一次計画策定
 H23～26 重点的撤去区域公示(3箇所)
 H29 第二次計画策定
 H30 放置禁止指定(木曾川下流管内)
 R1 簡易代執行(1箇所)
 R2 行政代執行(1箇所)



2-1. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

1) スケジュール

年度	R3	R4
海津市		移動
河川管理者	漁船の新規係留候補地への移動調整(揖斐川) PB所有者への自主撤去の指導	行政代執行



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

2-2. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

2) 揖斐川での漁船係留候補地

現在、下記の6箇所において海津市漁協内で取りまとめ中

①では、R3年度に国事業を実施

②～④⑥はR元年度に国事業実施済



2-3. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

3) 自主撤去・強制撤去の進捗状況



3-1. 重点的撤去区域における対策

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)

1) スケジュール

年度	R3	R4
桑名市 愛西市	漁船係留施設の調整	移動
河川管理者		行政代執行



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

4-1. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

1) 概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷の4箇所プレジャーボートについては係留期間を10年間と定めたものの、現在もそのほとんどは移動が行われず係留が続いているため、第二次計画において、占有者は計画的に是正指導を行い、令和4年度までに移動完了するものとしている。

2) 移動完了までのスケジュール

年度	R3	R4
桑名市	船舶所有者に船舶移動の周知・説明を実施	移動完了
河川管理者	桑名市と連携して取組み	→



4-2. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

3) 桑名市による取り組み

年度	R2	R3	R4
船舶調査		→	→
周知看板作成・設置	→		
係留船舶所有者への周知文書発送		→	→
説明会等		→	→
船舶の移動		→ 移動完了	

令和3年1月22日

各位

桑名市役所
都市整備部 土木課

揖斐川右岸暫定係留施設のプレジャーボート係留期限について（お知らせ）
（上之輪新田、下深谷部、上之郷）

平素は桑名市の行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、揖斐川右岸暫定係留施設は、いずれも河川工事の支障となった船舶を集約するため、国が変形護岸を整備し、桑名市が占用許可を受け、各船舶所有者の方々に二次占用という形で許可させていただいている施設です。
そこで、国土交通省並びに当市も含めた関係機関にて構成されました木曾三川下流部船舶対策協議会にて、当該施設の占用等をきめて検討を進め、策定されました「木曾三川下流部における不法船舶対策に係る計画(2次)」におきましては、令和4年度までに移設完了することとしております。
つきましては、貴会並びに貴クラブのプレジャーボート所有者様におかれましては、当該計画書に基づき移設完了期限でございます令和4年度までの、周辺の恒久的係留・保管施設への計画的な移動をお願いいたします。
なお、係留期限後も係留されている場合は、不法係留船となることを申し添えます。

【事務担当】
◎桑名市 都市整備部 土木課
電話：0594-24-1212
FAX：0594-23-4115
【河川管理者】
◎木曾川下流河川事務所 占用調整課
電話：0594-24-5718
FAX：0594-24-5725

PB所有者への周知文書

○桑名市の取り組み

- ・R3.1 周知看板設置
PB所有者へ周知文書発送
- ・R3.8～ 要望がある団体毎に説明会を実施

○周知文書に対する反応

- ・ 継続係留要望
- ・ 話し合いを希望
- ・ 行く場所が無い 等

5. 変形護岸係留許可船舶の適正管理

	係留船実態調査表(R3)及び係留船舶撮影写真	ナンバープレートの貼付	維持管理計画書への記載 (避難方法、浚渫など)
桑名市	実態調査表一部提出済み 船舶写真一部提出済み	ナンバープレート一部貼付済	記載中
海津市	実態調査表及び船舶写真提出済み	ナンバープレート貼付済み	記載中
愛西市	実態調査表及び船舶写真提出済み	一部を除きナンバープレート貼付済み	記載中
木曾岬町	実態調査表及び船舶写真提出済み	一部を除きナンバープレート貼付済み	記載中

6. 不法係留船対策スケジュール

		令和3年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
廃船 処理		廃船処理12隻予定												
	重点的 撤去 区域	西川・木曾川水路	移動先の調整(漁船)(桑名市、愛西市、河川管理者)											
油 島		自主撤去指導(PB)(河川管理者)												
												行政代執行準備		
		新規係留候補地移動調整(漁船)(海津市、河川管理者)												
		自主撤去指導(PB)(河川管理者)												
										行政代執行準備				
放置禁 止指定		広報[リーフレット配布、ホームページ] 是正指示[警告文書送付]												
	協議会						第23回							第24回

7. その他

1) 第2次計画(抜粋)

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項

- ◆ 以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。
- ◆ 地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。

2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。
- ◆ ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。
- ◆ 出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。

(2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、占用者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画書に記載する。
- ◆ 整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占用協議に応じる。
- ◆ 占用目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方を検討する。



代執行の実施の様子(左:H22 下坂手変形護岸 右:H23 西川地先)



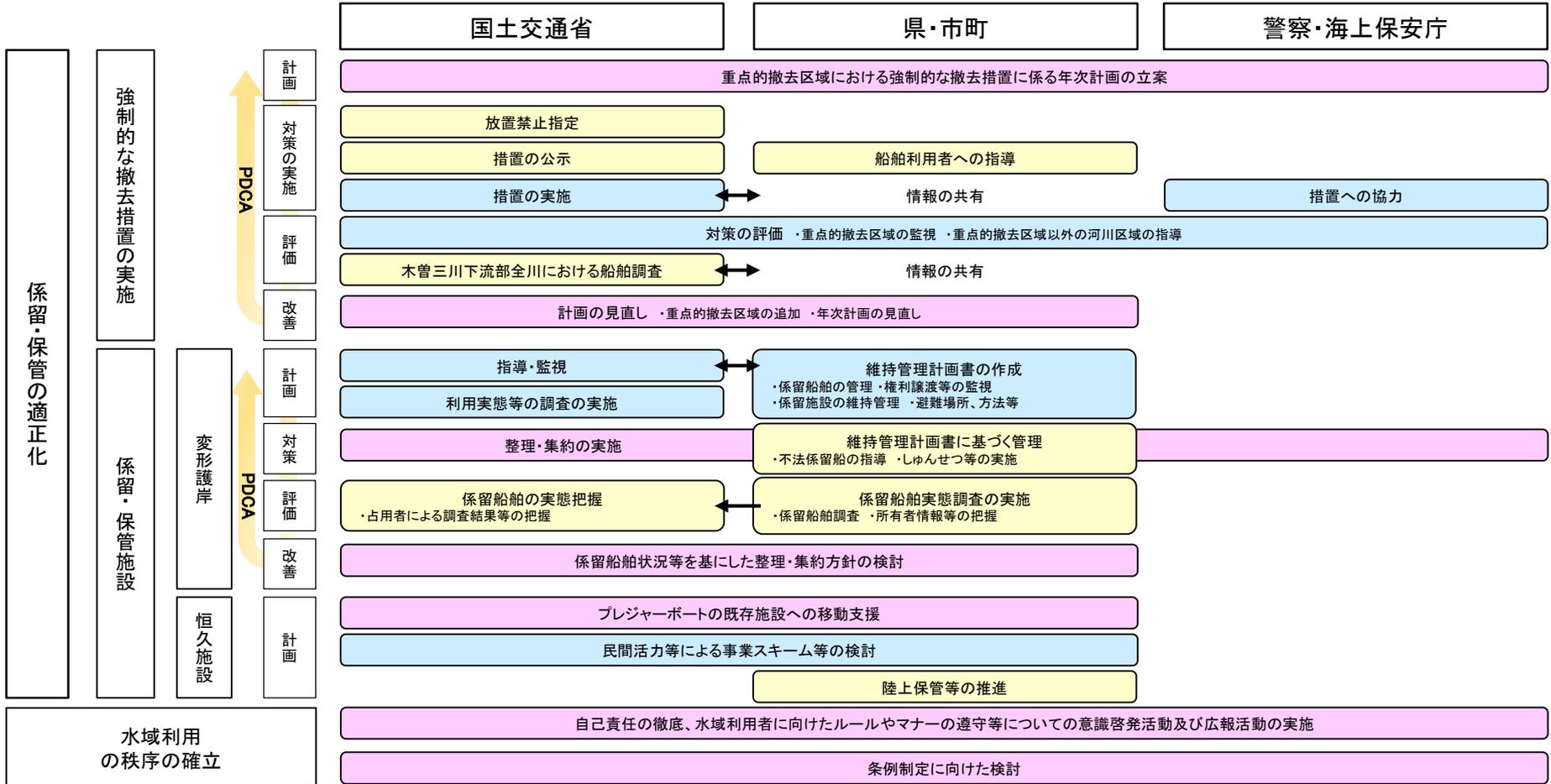
変形護岸と係留許可船舶の状況



変形護岸の締め切り(下坂手)

7. その他

2) 関係機関の役割分担



凡例

単独実施

: 各該当機関がそれぞれ実施する項目

共同実施

: 該当機関同士が連携して実施する項目

分担実施

: 各該当機関が役割毎に実施する項目